

農 整 第 6 0 6 号
令和6年12月 3日

農地整備課課長

運搬費及び準備費の設計変更について（通知）

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増経費について、設計変更により対応することができることとする。

（１）対象工事

令和7年1月1日以降に起工する工事を対象とする。なお、起工済（契約済を含む。）の工事についても、受発注者協議により対象とすることができる。

（２）設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、別添「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日付12農振第1680号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- ① 算定基準別表1「運搬費の共通仮設費率の対象項目の1(1)、(3)、(4)、(5)」の建設機械の運搬に要する費用
- ② 算定基準別表1「準備費の共通仮設費率の対象項目の3(1)及び(2)」のうち伐開・除根・除草に要する費用

（３）主な契約手続

- ① 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という）を受注業者に提示する。なお、割合は別紙「実績変更対象経費の算出表」に記載の率のとおりとする。

- ② 受注者は①により発注者から示された割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に掛かる費用について、設計変更の協議ができる。
- ③ 受注者は、最終清算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明できる書類）を添付して監督職員に提出し、設計変更の協議をする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- ④ 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更を行う場合、「③の証明書類において妥当性が確認できた費用」から、「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- ⑤ 発注者は、受注者から提出された書類に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止の措置を行う場合がある。
- ⑥ 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- ⑦ 本取扱いについては、特別仕様書に記載するものとする。

【参考】 共通仮設費（率計上）に占める費用（回送費、除根・除草）算出表

別紙 実績変更対象経費の算出表

共通仮設費	工種	運搬費	準備工
	—		

費目 工種		運搬費（建設機械の運搬に要する費用）	準備工（伐開・除根・除草に要する費用）
ほ場整備	（率）	19.55%	2.39%
	（金額）		
農用地造成工事	（率）	12.05%	4.94%
	（金額）		
舗装工事	（率）	18.46%	0.35%
	（金額）		
道路改良工事	（率）	12.43%	1.41%
	（金額）		
水路トンネル工事	（率）	11.08%	1.07%
	（金額）		
水路工事	（率）	12.61%	1.46%
	（金額）		
排水路工事	（率）	10.76%	0.39%
	（金額）		
河川工事	（率）	12.05%	3.42%
	（金額）		
管水路工事	（率）	12.03%	1.22%
	（金額）		
管更生工事	（率）	11.68%	0.29%
	（金額）		
畑かん施設工事	（率）	11.05%	0.56%
	（金額）		
海岸工事	（率）	16.73%	1.73%
	（金額）		
コンクリート補修工事	（率）	8.84%	0.67%
	（金額）		
ため池工事	（率）	12.86%	3.02%
	（金額）		
その他土木工事（１）	（率）	14.54%	0.77%
	（金額）		
その他土木工事（２）	（率）	20.67%	2.62%
	（金額）		
フィルダム工事	（率）	0.17%	—
	（金額）		—
コンクリートダム工事	（率）	0.45%	—
	（金額）		—

注：当初設計時の共通仮設費（率計上）に計上されている運搬回送費及び除根・除草を算出する際の参考資料であるため、施工業者との協議に使用する際には請負比率を考慮すること。（回送費の定義については土地改良工事積算基準を参照すること）

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 訳	計 上 額
共通仮設費	運搬費	建設機械の運搬費	建設機械の運搬等に要する費用	
	準備費	伐開・除根・除草費	準備作業に伴う伐開、除根、除草作業に要する費	
合 計				

特記仕様書記載例

項目	内容
第〇章 その他 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬に要する費用 準備費：伐開・除根・除草に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という）を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができる。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（受領書、又は金額の妥当性を証明できる書類）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算定した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について

平成13年 3 月22日12農振第1680号
農村振興局長から
各地方農政局長あて

一部改正	平成14年 3 月29日13農振第3729号
〃	平成15年 3 月28日14農振第2596号
〃	平成16年 3 月30日15農振第2816号
〃	平成17年 3 月30日16農振第2437号
〃	平成18年 3 月30日17農振第2144号
〃	平成19年 3 月30日18農振第2168号
〃	平成20年 3 月31日19農振第2149号
〃	平成21年 3 月31日20農振第2228号
〃	平成23年 3 月31日22農振第2162号
〃	平成24年 3 月30日23農振第2532号
〃	平成25年 3 月29日24農振第2349号
〃	平成26年 3 月24日25農振第2124号
〃	平成27年 3 月30日26農振第2109号
〃	平成28年 3 月29日27農振第2227号
〃	平成29年 3 月30日28農振第2236号
〃	平成30年 3 月29日29農振第2150号
〃	平成31年 3 月28日30農振第3870号
〃	平成31年 4 月 5 日30農振第3870号-1
〃	令和 2 年 4 月 1 日元農振第3395号
〃	令和 3 年 3 月19日 2 農振第3047号

このたび、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」（昭和52年 2 月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成5年 2 月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）に基づき、別紙のとおり「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」を定め、平成13年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、「土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定運用基準について」（昭和52年 2 月14日付け52- 3 構造改善局建設部長通知）は平成13年 3 月31日限りで廃止する。

貴管下都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

【編注】本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、森林総合研究所森林農地整備センター長あて参考送付されている。

別 紙

土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

第 1 趣 旨

共通仮設費とは、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D24号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の2の(1)及び土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知。以下「積算基準」という。）第5の1に定めるものをいい、その積算については要綱及び積算基準に定めるもののほか、この基準の定めるところによるものとする。

第 2 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費は、現場条件を的確に把握し、次の費用のうち必要額を適正に積み上げるものとする。

- 1 工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用。
- 2 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

第 3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法

これら当該費用は「積算基準」別表1の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。

1 率計算による算定

率計算による算定方法は、別表2に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次式により算定する。

なお、率の対象項目は別表1に示すとおりである。

当該費用＝対象金額×共通仮設費率

対象金額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官貸額＋準備費に含まれる処分費

(1) 下記に掲げる費用は対象金額に含めない。

ア 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費

イ 上記アを支給する場合の支給品費

(2) 対象金額の算式中に記述の支給品費及び官貸額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

2 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

2) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、別表3に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

3 積み上げ計算による算定

積み上げ計算による算定方法は、別表1に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

なお、運搬費の算定は別紙によるものとする。

別表 1 共通仮設費率適用範囲

項 目	率 の 対 象 項 目
運 搬 費	- 建設機械器具の運搬等に要する費用 - 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 - 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 - 建設機械の自走による運搬に要する費用 - 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 - 建設機械の現場内小運搬に要する費用
準 備 費	- 準備及び跡片付けに要する費用 - 準備に要する費用 - 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 - 調査・測量、丁張等に要する費用 - 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 縦、横断面図の照査等に要する費用 - 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 - 準備として行う以下に要する費用 - ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） - 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）
安 全 費	- 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 - 不稼働日の保安要員等の費用 - 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 - 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） - 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 - 酸素欠乏症の予防に要する費用 - 粉塵作業の予防に要する費用 - トンネル等における防火安全対策に要する費用 - 安全用品等に要する費用 - 安全委員会等に要する費用
役 務 費	
技 術 管 理 費	- 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 - 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 - 工程管理のための資料の作成等に要する費用 - 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 - 建設材料の品質記録保存に要する費用 - コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 - コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 - P C 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 - 塗装膜厚施工管理に要する費用 - 施工管理で使用する O A 機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） - 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営 繕 費	- 現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用 - 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く） - 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）

率に別途加算できる項目
- 建設機械器具の運搬等に要する費用 - 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 - 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 - 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 - 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 - 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 （運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む） - 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む） - その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
- 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 - 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） - チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 - 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 - コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 - 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 - その他、工事施工上必要な準備等に要する費用
- 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 - 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 - 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 - 高圧作業の予防に要する費用 - 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 - ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 - その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
- 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く） - 電力、用水等の基本料金 - 電力設備用工事負担金
- 特別な品質管理等に要する費用 - 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 - 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 - 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 - コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 - 現場条件等により積上げを要する費用 - 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 - 試験盛土等の工事に要する費用 - 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 - コンクリート補修工事における事前試験に要する費用 - 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 - I C T建設機械に要する以下の費用 - 保守点検 - システム初期費 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 - その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） - 海上輸送等での労務者の輸送に要する費用 - その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

別表 2 共通仮設費率

1－(1)

工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
ほ場整備工事		13.28%	117.0	－0.1459	5.69%
農用地造成工事		15.63%	142.9	－0.1484	6.60%
水路トンネル工事		22.74%	518.8	－0.2097	6.73%
水路工事		12.45%	91.3	－0.1336	5.73%
排水路工事		13.22%	104.0	－0.1383	5.92%
管水路工事		13.78%	151.6	－0.1608	5.41%
畑かん施設工事		13.17%	62.5	－0.1044	7.18%
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	－0.1540	4.91%
その他土木工事（1）		18.70%	349.9	－0.1964	5.98%
その他土木工事（2）		15.77%	124.8	－0.1387	7.05%

1－(2)

工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
河川工事		12.53%	238.6	－0.1888	4.77%
海岸工事		13.08%	407.9	－0.2204	4.24%
道路改良工事		12.78%	57.0	－0.0958	7.83%
舗装工事		17.09%	435.1	－0.2074	5.92%
管更生工事		10.24%	330.0	－0.2225	3.28%

1－(3)

工種区分	対象金額	600万円以下	600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
干拓工事		13.28%	552.0	－0.2388	3.32%

1－(4)

工種区分	対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
フィルダム工事		7.57%	43.7	－0.0898	5.88%
コンクリートダム工事		13.77%	3,064.8	－0.2769	6.32%

2 算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

ただし、Y：共通仮設費率（％）

X：対象金額（円）

a、b：変数値

（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）		
市街地（DID補正） (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事以外の工種※	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事以外の工種※	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	3
市街地（DID補正） (1) - 2	舗装工事以外の工種※	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種※	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5
中山間地域	全ての工種※	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1）市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2）中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】

注3）適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

別 紙

運搬費の積算

1 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

(1) 質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用

費用の積算は次式により行うものとする。

$$U_k = A + M + K \text{ (又は } K' \text{)}$$

ただし U_k : 質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費

A : 基本運賃料金 (円)

表3. 1によるものとする。

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃は下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増(特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等)の有無にかかわらず適用できる。

ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

M : その他の諸料金 (円)

1) 組立、解体に要する費用

重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

- a 荷役機械使用料
- b 自動車航送船使用料
- c 有料道路利用料
- d その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料 (円)

運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。

積算方法は、「(2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料」による。

* 建設機械運搬方法等は表3. 2による。

(2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料 = 運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) $\times$ 運搬に要する日数 (日)

$$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

運搬中の損料 = 運搬される機械の供用1日当り損料 (円) $\times$ 運搬に要する日数 (日)

$$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$$

L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。

輸送速度 : (30km/h)

(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。

3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。

なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。

4. 油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板V L・VI L・II w・III w・IV w型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。

表3. 1 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超 え20kmま でを増す 毎に (円)
20 t 車以上 30 t 車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m						
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m						
	自走式破砕機	クラッシャー 寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板 Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 型用						
	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m ³ ／平積0.3m ³						
	各種	—						

- (注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・ 廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m、幅2.0m	トレーラ	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m、幅2.0m	トレーラ	24.70	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	トレーラ	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	トレーラ	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m ³ ／平積0.3m ³	トレーラ	22.00	

- (注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。
2. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

2 仮設材等の運搬

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬は次式により行うものとする。

$$U = (E \cdot (1 + F_1 + F_2)) \cdot G + H$$

ただし U : 仮設材の運搬費

E : 基本運賃料金 (円／t)

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの片道距離とする。

また、仮設材の運搬費は基本運賃料金に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

F₁ : 冬期割増

F₂ : 深夜早朝割増

G : 運搬質量 (t)

H : その他の諸料金

3 賃料適用の重建設機械の分解組立時にかかる本体賃料

4 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案して決定するものとする。